

屋外広告物継続許可申請等・安全点検のお願い

名古屋市内で屋外広告物を許可期限後も継続して表示する場合は、継続して許可を受けるとともに、屋外広告物を表示する場合は、安全点検を行うことが義務付けられています。

- **継続する広告物の有無を必ず確認**のうえ、継続許可申請等と安全点検を実施してください。
- **次のすべてが確認できた後に、許可書を送付**します。不足が無いよう手続きをお願いします。

- ① 屋外広告物継続許可申請書等
- ② 屋外広告物安全点検報告書 ※裏面参照
- ③ 手数料の入金

1 屋外広告物継続許可申請書について

- 記載内容の変更がないかを確認してください。
 - 「7 管理者」は名古屋市内に住所又は事業所・営業所を有する方に限ります。新たに市外の方を管理者とする場合は、市内所在地を証明する書類（事業所一覧等）の添付が必要です。
- ※変更がある場合は、変更内容によって手続き等の方法が異なります。

変更内容	方法
申請者(表示設置者)、管理者	・該当箇所に取り消し線を引き、余白に変更内容を書き込んでください。
表示内容、意匠、色彩	・変更後の意匠図等を添付してください。
数量、表示面積、形状、位置等 ※ 広告物の一部を、除却する場合を含む。	・継続許可申請ではなく、変更許可申請が必要です。 ・申請書については、<記入例>の青色部分を参照してください。 ・許可手数料が変更になる場合があります。「3 許可手数料について」をご参照ください。

2 屋外広告物安全点検報告書について ※裏面参照

- 未修理箇所や記入漏れがある場合は、継続許可申請等を受け付けることができません。
- 安全点検報告書には、**写真の添付が必要**です。
 - ・「全景写真」「要修理の場合は修理箇所（前後）の写真」が必要です。
 - ・どの写真かわかるよう、対応する申請書にホッチキス等で留めてください。

3 許可手数料について

- 同封の納付書により、納付書記載の金融機関等にて手数料を納付してください。
 - 変更許可申請（数量、表示面積、形状、位置等の変更）**の場合は、**手数料の金額が変わる場合がありますので、同封の納付書による振り込みは行わずに、再発行を依頼してください。**
- ※納付書の再発行を依頼する場合は、申請書面をすべて整えたうえ、納付前の納付書を添付して申請してください。
- 納付書は、金額に変更がなければ、取扱期限を過ぎていてもそのまま使用できます。

4 次に該当する場合は、それぞれ別途手続きが必要です。

- ① 申請物件を除却した場合（一部除却は変更申請） → 除却届及び原状回復後の写真の提出
- ② 申請書や納付書を紛失した場合 → 再発行の依頼
- ③ 大規模広告物又は景観形成地区内の広告物で意匠変更の予定がある場合 → 色彩等の基準がありますので、必ず意匠変更前に相談してください。

※手続きの詳細については、下記お問い合わせ先へ相談してください。

※除却届（屋外広告物除却届出書（第5号様式））は、名古屋市ウェブサイトからダウンロードできます。

名古屋市 屋外広告物 様式 **検索**

【お問い合わせ・継続許可申請書等送付先】

名古屋市住宅都市局 ウォーカブル・景観推進課

住 所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電 話：052-972-2735 FAX：052-972-4485

メール：a2735@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp